

次期伊達市空家等対策計画策定の方針について

1 空家等対策計画とは

平成 27 年に施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、空家等対策を総合的かつ計画的に実施するために策定するものです。

伊達市においては、平成 30 年度から令和 4 年度までの 5 年間を計画期間とする「伊達市空家等対策計画」を策定し、3 つの方針に基づく取り組みを進めています。

2 次期計画の策定について

現計画は、令和 4 年度末で計画期間満了を迎えることから、次期計画の策定を進める必要があります。

(1) 基本的な考え方

空家対策は中長期での取り組みが必要であることから、現計画に掲げる方針等を継承することを基本とし、空家等の未然防止の観点から「空家等の発生予防」を新たな方針として追加します。また、現計画の取組内容を検証したうえで、具体的な取り組みを補強していくこととします。



(2) 計画期間

伊達市の最上位計画である第 3 次総合計画（策定中）に合わせて、令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 年間とします。